平成２４年（フ）第２１６号
千葉県四街道市大日534番地17　アスティオン６番館103
債務者　櫻井　　恵
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２１７号
千葉県印旛郡酒々井町中川379番地　サマーハイツ206
債務者　加瀬　吉規
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２１８号
千葉県成田市飯仲306番地１　三村貸家２号
債務者　鈴木　京介
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９７号
新潟県長岡市両高1227番地
債務者　小田　寿一
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
岡山県総社市溝口34番地１
債務者　河岡　繁夫
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
岡山県倉敷市東富井938番地10
債務者　遠　　貴美（旧姓西平）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
岡山県倉敷市宮前382番地７　ウィング倉敷204
債務者　脇田　秀夫
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
青森県十和田市大字洞内字後野259番地２
債務者　松橋　弘子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第８０９号
埼玉県朝霞市宮戸４丁目12番24号　ニチエイ．サングローリー朝霞台303
債務者　山岸なお美
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８８５号
埼玉県川口市西川口４丁目10番18―202号
債務者　伊藤　知子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９２８号
さいたま市中央区下落合４丁目２番22号101号
債務者　山口　浩行
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５８号
さいたま市岩槻区城南５丁目７番11―４号
債務者　清藤　貴裕
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６２号
埼玉県幸手市栄５番５―204号
債務者　吉野士英子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
沖縄県那覇市楚辺２丁目13番12号
債務者　儀間　敏子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２９５号
沖縄県那覇市楚辺２丁目13番12号
債務者　儀間　眞吉
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３２６号
沖縄県浦添市内間２丁目13番22―201号　東原アパート
債務者　安室　　悟
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３２９号
沖縄県那覇市識名３丁目４番３号　吉川アパート103
債務者　當山　有也
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３４４号
沖縄県那覇市楚辺２丁目25番７号　セントラルハイム504
債務者　上原　勝美（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部